

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	障がい児通所支援サービスファイル
行政機関等の名称	倉敷市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	社会福祉部障がい福祉課 児島保健福祉センター 福祉課 玉島保健福祉センター 福祉課 玉島保健福祉センター 真備保健福祉課 水島保健福祉センター 福祉課
個人情報ファイルの利用目的	障がい児通所支援サービスの支給決定に利用する。
記録項目	1 登録番号、2 受給者証番号、3 氏名、4 カナ氏名、5 宛名番号、6 世帯コード、7 生年月日、8 決定時年齢、9 性別、10 続柄、11 郵便番号、12 住所、13 適用日付、14 申請事由名、15 申請日付、16 交付日付、17 障害支援区分、18 障害支援区分名称、19 障害支援区分決定日付、20 有効開始、21 有効終了、22 利用者負担期間(開始)、23 利用者負担期間(終了)、24 障害者区分名、25 サービス名、26 サービス明細名、27 支給量、28 1回限りの上限、29 支給量単位、30 旧障害程度区分、31 加算コード、32 二人区分、33 二人区分有無、34 支給開始日付、35 支給終了日付、36 暫定支給開始日付、37 暫定支給終了日付、38 指標該当者、39 支給情報備考、40 所得区分名(国)、41 負担割合(国)、42 負担額上限(国)、43 所得区分コード(県)、44 所得区分名(県)、45 負担割合(県)、46 負担額上限(県)、47 所得区分コード(市)、48 所得区分名(市)、49 負担割合(市)、50 負担額上限(市)、51 経過的措置、52 利用者負担上限到達見込者、53 上限管理者事業者コード、54 上限管理事業者名称、55 有効期間開始、56 有効期間終了、57 生保への移行防止(定率負担)適用、58 生保への移行防止(食費)適用、59 補足給付適用、60 食費単価(日額)、61 食費等負担、62 補足給付(日額)、63 補足給付(月額)、64 支給開始、65 支給終了、66 課税年度、67 世帯課税区分、68 個別減免適用、69 サービス利用計画作成費支給対象者、70 指定相談支援事業所名称、71 支給区分、72 支給区分名称、73 サービス利用計画作成費支給認定日、74 サービス利用計画作成費支給認定取消日、75 サービス利用計画作成費支給期間(開始)、76 サービス利用計画作成費支給期間(終了)、77 モニタリング期間(ヶ月ごと)、78 モニタリング期間(開始)、79 モニタリング期間(終了)、80 療養介護支給決定者、81 公費負担者番号、82 公費受給者番号、83 被保険者証の記号、84 被保険者証の番号、85 保険者名、86 保険者番号、87 医療機関(事業者コード)、88 医療機関名称、89 食事療養に係る標準負担額、90 日額単位、91 医療費の1割、92 医療型個別減免、93 生保への移行防止(医療)、94 食費負担上限額(国)、95 福祉部分負担上限額(国)、96 医療部分負担上減額(国)、97 食費負担上限額(県)、98 福祉部分負担上限額(県)、99 医療部分負担上減額(県)、100 食費負担上限額(市)、101 福祉部分負担上限額(市)、102 医療部分負担上減額(市)、103 基礎年金番号、104 障害基礎年金1級(稼得等収入)、105 障害基礎年金2級(稼得等収入)、106 稼得等収入・年金名、107 稼得等収入・年金金額、108 稼得等収入・手当名、109 稼得等収入・手当金額、110 稼得等収入・工賃等収入金額、111 稼得等収入・その他の収入名、112 稼得等収入・その他の収入金額、113 稼得等収入・年金等収入、114

	稼得等収入合計金額、115 その他収入・仕送り収入、116 その他収入・家賃収入、117 その他収入・その他の収入名、118 その他収入・その他の収入金額、119 その他収入合計金額、120 必要経費・租税、121 必要経費・社会保険料、122 必要経費合計、123 世帯区分名、124 被保険者番号、125 受付部署名、126 要介護度名、127 代表障害名、128 その他障害名、129 扶養義務者氏名、130 扶養義務者カナ氏名、131 扶養義務者宛名番号、132 扶養義務者世帯コード、133 扶養義務者生年月日、134 扶養義務者性別、135 扶養義務者続柄、136 扶養義務者関係、137 扶養義務者郵便番号、138 扶養義務者住所、139 4 分の 1 軽減（通所施設・在宅サービス等軽減）、140 4 分の 1 軽減決定日、141 4 分の 1 軽減有効期間（開始）、142 4 分の 1 軽減有効期間（終了）、143 法第三十一条に基づく給付率の適用、144 法第三十一条に基づく給付率、145 法第三十一条に基づく給付率の有効期間（開始）、146 法第三十一条に基づく給付率の有効期間（終了）、147 重度包括支援対象者、148 世帯集約番号、149 施設名称、150 施設開始日、151 施設終了日、152 就学対象者、153 食事提供体制加算対象者、154 食事提供体制加算有効期間（開始）、155 食事提供体制加算有効期間（終了）、156 相互利用対象者、157 独自助成、158 保護者宛名番号、159 保護者氏名、160 保護者カナ氏名、161 保護者郵便番号、162 保護者住所、163 基本情報備考、164 家賃助成、165 家賃助成額、166 家賃助成有効期間（開始）、167 家賃助成有効期間（終了）、168 セルフプラン該当、169 ケアプラン該当、170 多子軽減措置、171 モニタリング予定年月、172 行動点数、173 国庫負担集計区分、174 国庫負担集計区分名、175 高額給付費対象者、176 高額給付費対象有効期間（開始）、177 高額給付費対象有効期間（終了）、178 無償化対象児童、179 無償化対象期間（開始）、180 無償化対象期間（終了）	
記録範囲	支給申請書 兼 世帯状況・収入等申告書 兼 利用者負担額減額・免除等申請（変更申請）書を提出した者	
記録情報の収集方法	支給申請書 兼 世帯状況・収入等申告書 兼 利用者負担額減額・免除等申請（変更申請）書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	倉敷市総務部法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市児島支所総務課 〒711-8565 倉敷市児島小川町3681番地3 倉敷市玉島支所総務課 〒713-8565 倉敷市玉島阿賀崎1丁目1番1号 倉敷市水島支所総務課 〒712-8565 倉敷市水島北幸町1番1号 倉敷市真備支所市民課 〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受		

ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備 考	